

# 所得税 豊橋税務署

☎ 0532-526201

## 所得税の申告対象者

### 給与所得者

- ・給与の収入金額が2千万円を超える

- ・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える など

※源泉徴収票を必ずお持ちください。源泉徴収票をお持ちでない方は、給与支払者へご確認ください。

### 公的年金などの受給者

- ・公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除額より多い など

※公的年金の収入が40万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は申告を必要ありませんが、還付申告ができません。

### 個人の事業・不動産所得者

平成27年中の所得合計額が所得控除合計額より多い など

### 土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が所得控除額より多いなど  
※相続税の相談をされる方は、事前に税務署へお問い合わせください。

### 申告書の送付

2月上旬

※昨年e-Taxを利用された方には送付されません。

### 事前説明会

とき 2月1日(月)～15日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～5時(申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。)

ところ 豊橋税務署

### 対象者

- ・年金受給者で還付申告をする方
- ・給与所得者で金融機関などから借入をして新築・中古住宅を取得した方

### 郵送での提出

申告書を記入の上、豊橋税務署(〒440-8504)へ。

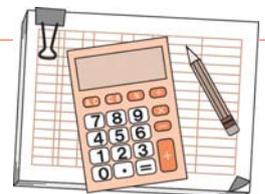
## 市県民税申告会場での所得税申告

市県民税の申告会場で、所得税申告の一部が相談できます。

- ・給与所得(年末調整をしていない場合など)
- ・公的年金などの雑所得
- ・医療費控除、寄附金控除など

### 【以下の申告は相談できません】

- ・事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける
- ・贈与税、消費税



## 共通事項

### 申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可)
- 控除を受けるための証明書など
- 医療費控除：領収書、証明書、内容を取りまとめた計算明細書
- 社会保険料・障害者控除：その領収書、証明書など
- 生命保険料・地震保険料控除：控除証明書

扶養・配偶者(特別)控除：その方の所得がわかるもの  
寄附金控除：寄附した団体の領収書など

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方が申告する場合は、適用が受けられなくなります。

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。  
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額は1月下旬に発送します。

### ○申告用紙

2月1日(月)から税務収納課に、申告期間中は各会場にもあります。